

## 学校図書司書教諭講習審査基準

### 1. 採択案件の決定方法

21点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。

評価点が合格最低基準点以上の者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

### 2. 審査方法

実施計画書等に基づき、本事業を決定するための「事業審査委員会」（以下「審査委員会」とする。）を設置し、書類選考を実施して審査を行う。また、必要に応じて審査期間中に実施計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

### 3. 評価方法

評価は、4に示す評価項目ごとに、5に示す評価基準に基づき点数化し、審査委員がそれぞれ決定した得点の合計の平均点により行う。

### 4. 評価項目

#### (1) 事業内容に関する評価

- ① 学校図書司書教諭講習が適切な定員や期間において実施される事業計画となっているか。
- ② 学校図書司書教諭講習に必要な科目について、適切な内容及び方法で講義等が実施されるような事業計画となっているか。
- ③ 地域の実情等に応じて、オンラインでの受講等ができるよう配慮されているか。
- ④ 講習の周知・広報が効果的になされる計画になっているか。
- ⑤ 学校図書司書教諭講習に必要な科目について、適切な単位認定の方法となっているか。

#### (2) 事業の実施体制に関する評価

- ① 学校図書司書教諭講習に必要な科目について、適切な指導を実施することができる講師を配置しているか。
- ② 計画されている非常変災時における対応や代替措置は適切か。

#### (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府内閣府男女共同参与局長の認定等相当確認を有しているか。

### 5. 評価基準

#### (1) 評価項目の「1.事業内容に関する評価」及び「2.事業実施主体に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

5：大変優れている 4：優れている 3：妥当である

2：やや不十分である 1：不十分である

(2) 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ※詳細については、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」を参照すること	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行ふものとする。
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等	
プラスチナえるぼし	5
えるぼし3段階目	4
えるぼし2段階目	3
えるぼし1段階目	2
行動計画	1
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラスチナくるみん認定企業）	
プラスチナくるみん	5
くるみん②③（平成29年4月1日以降の基準）	3
トライくるみん	13
くるみん①（平成29年3月31日までの基準）	2
行動計画	1
○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	4